

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当所が立地する市街地地域において、0.5～3mの浸水が予想されている。

また、市内の大部分が0.5～3mの浸水想定区域に入り、河川近傍では5～10mの浸水想定区域の場所がある。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、山裾近くで665箇所近く土砂災害警戒区域に指定されている。(旧市内地域)(急傾斜地489箇所、土石流176箇所)

(高潮：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、市内南部の網干区、大津区、飾磨区、白浜町、的形町、大塩町などが浸水想定区域となっている。

(地震：姫路市地域防災計画)

今後本市に大きな影響を与える可能性が高い地震としては、次のような地震があげられる。

<想定される地震の概要>

(平成21年度・22年度兵庫県地震被害想定調査報告書)

活断層 規模等	山崎断層帯地震	南海トラフ巨大地震	六甲・淡路島断層帯地震 (六甲山地南縁-淡路島東岸)	中央構造線断層帯地震 (紀淡海峡～鳴門海峡)	上町断層帯地震	伏在断層による地震
想定規模	M 8.0	M 9.1※	M 7.9	M 7.7	M 7.5	M 6.9
最大被害地域	播磨地域	淡路地域	神戸・阪神地域	淡路地域	神戸・阪神地域	震源付近
姫路市域における最大震度	震度7	震度6強	震度6強	震度5強	震度5強	震度7

(南海トラフ巨大地震については、兵庫県が平成26年2月に公表した「南海トラフ巨大地震津波浸水想定図」による。)

本市に大きな被害をもたらすと予想される以下の2つの地震について

①山崎断層帯地震【内陸活断層地震】

- ・30年以内の発生確率0.09%～1%
- ・市街地から中山間地にかけて広域に地震被害が及ぶ地震

- ・市内の直下を横断する断層であり、市内の広範囲にわたり大きな被害を発生させる
- ・内陸活断層地震であることから、揺れによる建物被害・人的被害が甚大となる
- ・東西の主要交通網（鉄道（新幹線）、国道・高速道路（中国道・山陽道））に大きな被害を発生させる

②南海トラフ巨大地震【海溝型地震】

- ・30年以内の発生確率70%～80%
- ・津波被害が発生する
- ・長周期地震であり、高層建築物の被害や、広範囲で液状化被害が発生する
- ・全県、全国規模で甚大な被害が発生であり、周辺都市からの応援が困難

（津波：ハザードマップ）

南海トラフを震源とする地震で、特に、大きな地震（南海トラフ巨大地震）が発生した場合、震度6強の揺れに加え、地震発生後120分で最大2.5mの津波が来襲すると予想されている。

また、津波の被害は、沿岸部だけでなく、河川遡上による内陸部での浸水の発生も予想されている。

（その他）

市内では、昭和38年、40年、51年、平成2年、16年、23年等において、これまで何度も大きな洪水が発生してきた。

昭和40年9月の台風24号により、床上浸水1,424戸、床下浸水15,063戸、昭和51年9月の台風17号により、床上浸水6,891戸、床下浸水22,412戸、平成2年9月の台風19号により、床上浸水1,146戸、床下浸水7,667戸、平成23年の台風12号により床上浸水161戸、床下浸水825戸の被害が発生した。

（感染症）

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

（2）商工業者の状況

「令和3年経済センサス - 活動調査」によると、管内の商工業者数は18,255事業所、小規模事業者は13,496事業所で、事業所数の73.9%を占めている。

業種別割合および事業所の立地状況においては下記の通りとなっている。

卸売・小売業：24.6%、市内に広く分散している

宿泊業・飲食サービス業：11.7%、中心部に多い

建設業：9.5%、市内に広く分散している

製造業：8.3%、市内に広く分散しているが、特に臨海部に多い

（3）これまでの取組

1）本市の取組

- ・地域防災計画の策定

「姫路市地域防災計画」は、大きく地震災害対策計画編、風水害等対策計画編、資料編の3部で構成されている。

それぞれの計画は、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画に区分され、本市における災害対策についての基本的な対応策及び方針を明記し、総合的な計画として位置付けている。

「姫路市地域防災計画」は、昭和38年に制定されて以来、常に社会情勢や構造の変化に合わせて、その見直しを行うことが義務付けられており、毎年、姫路市防災会議を開催して、

地域防災計画を検討審議し、所要の修正を行っている。

・防災訓練の実施

行政・自主防災組織・ボランティア・防災関係機関等が連携し相互協働のもと、それぞれの役割に応じた最も効果的で迅速かつ的確な応急態勢の確立と地域住民の防災意識の高揚と自主防災力の向上を図るため、毎年テーマを決め総合的な防災訓練を実施している。

なお、各地区においては、防災週間中を中心に自主防災会、消防団等により自主的な訓練が実施されている。

・災害対策物資の備蓄

備蓄物資の集中管理と災害時の計画的な配給を行うための備蓄拠点として、災害対策用備蓄倉庫及び防災倉庫等を設置している。

備蓄品※は、阪神・淡路大震災の避難者数を参考にアルファ化米など約 18 万食を確保しているほか、毛布、洗面セット、タオル、石鹼、粉ミルク、紙オムツ、携帯トイレ、マスク、生理用品、皿、飲料水袋等の生活必需品を備蓄している。

また、被災 2 日目以降については、行政間の相互応援協定や流通業者との応援協定等で確保予定である。

※詳細は、姫路市地域防災計画 資料編 資料 7-1 参照

・姫路市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ等の発生に備え、市民の生命と健康を守り、経済的影響を最小限に抑えるため、科学的根拠に基づく対策を関係機関と連携して推進することとしている。

2) 当所の取組

・事業者に対する普及啓発活動

i) B C P セミナーの開催

損保会社との共催によるセミナーを開催し、事業者に対しハザードマップや過去の災害発生時の被害の状況や事例・災害からの復旧事例などの情報提供を通して注意喚起を図っている。

ii) サイバーセキュリティー対策セミナーの開催

兵庫県警との共催によるセミナーを開催し、サイバー犯罪の現状やセキュリティー対策について事業者への情報提供・注意喚起を行っている。

iii) 広報媒体による情報提供の実施

当所会報誌「ひめじ商工会議所報」への記事掲載・チラシ封入をはじめ、ホームページ、ダイアリー、商工会議所活用ガイドブック等において施策や B C P 策定支援事業の周知を図っている。

・事業者に対する B C P 策定支援

i) B C P 策定支援セミナー及び専門家による策定支援の実施

災害リスクや事業者 B C P に関する基礎セミナーを開催するほか、個別相談会を通して事業者の B C P 策定を支援とともに、B C P 策定に取り組む企業の実情に応じて、連携する損害保険会社や専門家の協力を得て B C P 策定を支援している。

ii) 事業継続力強化計画の策定支援の実施

中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援を経営指導員等により実施している。

iii) 損保会社と連携した簡易版 B C P の策定支援及び活用できる保険・共済制度の案内

事業者 B C P の策定支援を通して、災害が経営に与えるリスクに向き合うきっかけとしており、損保会社とともに簡易版 B C P の策定支援を行うことで、企業に備えの大切さを働きかけ保険・共済等によりリスクに備えるきっかけとしている。

・災害対策物資の備蓄

i) 被災者支援に向けた防災備品の備蓄

当所敷地内に備蓄倉庫を設置し、事業所支援の継続及び帰宅困難者に対する支援のため防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄している。備蓄品は、防災用具（災害救助工具セット、避難用防煙マスク、ヘルメット、懐中電灯等）、非常食（災害備蓄用パン、非常食安心セット、飲料水等）の他に、救急用具（救急箱、毛布、担架、）も備蓄している。

ii) 感染症状対策のための消毒液等備品の配置

当所倉庫にて、感染症対策のための消毒液・ボトル・飛沫防止パネル・非接触型体温計等を備えている。

II 課題

事業者BCP対策における取組として、広報媒体による施策周知およびセミナーの開催等といった情報発信・啓発活動を継続的に実施しているものの、災害の少ない当地の特性が影響してか小規模事業者のBCP策定に対する関心・優先順位は高い状況にあるとは言い難い。

また、当所においても有事の際の防災経験および訓練自体の経験が少ない職員も在籍しており、今後はハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集、防災意識の高揚が急務と考える。

また、感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

サイバー攻撃対策においては、攻撃を受けていることにも気づかず、知らぬ間に個人情報抜き取られたり、システムへのアクセス制限がかけられ身代金を要求される等のケースもあるため、システムにウイルス対策ソフトを導入する、OS・ソフトウェアを最新の状態にしておく、といったシステムの根幹的な強化が必要である。同時に、メールの誤送信や不正メールの開封といった人的ミスによる被害も懸念されるため、それら人的脆弱性の解消を図るため従業員教育の徹底も重要である。

III 目標

・経営指導員自身の災害に関する意識高揚および知識の向上を図ることで、地区内小規模事業者への支援力向上を目指す。

・地区内小規模事業者に対し、啓発セミナーや情報発信を継続的に実施することにより、災害リスクや感染症、サーバー攻撃等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。

・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（国内感染拡大期）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

○実施目標

商工業者数	小規模企業者数	事業年度	策定支援目標（事業者数）	
			BCP	事業継続力強化計画
18,255	13,496	R7	20件	10件
		R8	20件	10件
		R9	20件	10件
		R10	20件	10件
		R11	20件	10件

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・令和2年に締結した「災害時における帰宅困難者支援、受入施設の提供並びに物資等の供給及び運搬に関する協定」や令和6年に策定した「姫路市感染症予防計画」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・当所会報誌や市広報誌、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染予防策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・サイバー攻撃の対策については、兵庫県警と連携したサイバーセキュリティセミナーの開催や、会報・市広報、ホームページ、メールマガジン等において、サイバー攻撃の脅威や対策の必要性を周知する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和2年12月に事業継続計画を作成。
- ・本計画に加え、新型コロナウイルス感染症およびサイバー攻撃等危機管理に関する情報収集、防災意識の高揚に向けた取り組みを実施する。

3) 関係団体等との連携

- ・連携先の損保会社数社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
（ポスター掲示は当所だけでなく、姫路市および各支所や協力企業等幅広く設置する。）

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・当所および当市の担当部署間で、状況確認や改善点等について定期的な協議を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（※1）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

※1… I 現状（1）地域の災害リスクに記載の各災害

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後、速やかに職員の安否報告を行う。

(緊急通報サービスを利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当市で共有する。)

国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における新型インフルエンザ等対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合や、夜間休日中の発災のような初動段階の前提条件が相当異なる場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	当市だけでは災害対応が困難であり、他自治体・他機関へ応援要請が必要な場合。
被害がある	市内にて被害が発生した場合。
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない場合。

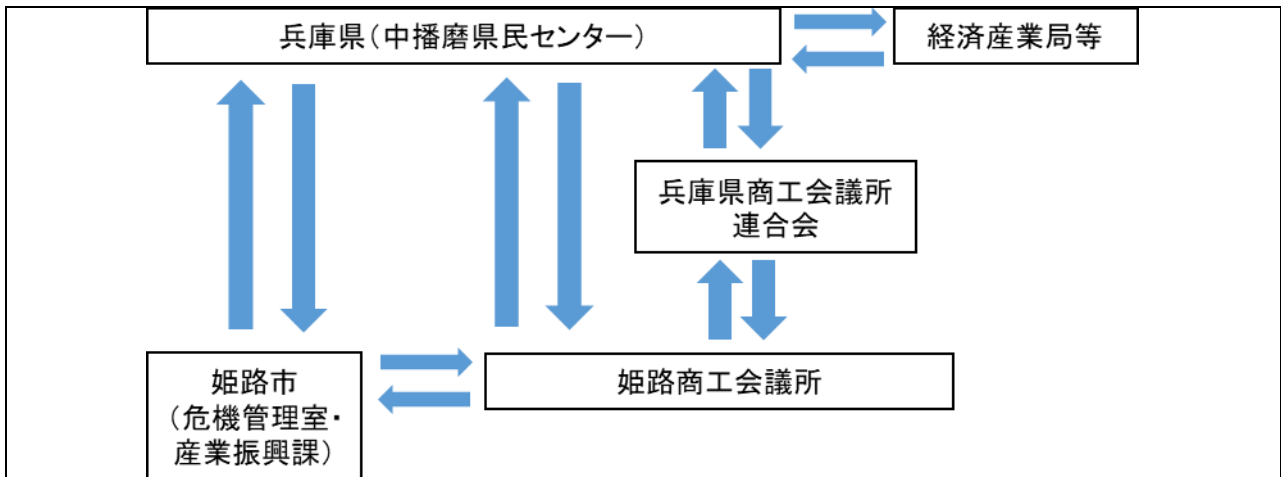
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～3日後	1日に2回共有する
4日後～1週間後	1日に1回共有する。
1週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	3日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
具体的には、災害発生に伴う被害情報等を姫路市より入手し、それを基にアンケート調査や、地区担当経営指導員を中心とするヒアリング調査を実施する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当所又は当市より兵庫県(中播磨県民センター)へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を兵庫県の指定する方法にて当所又は当市より兵庫県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。(国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

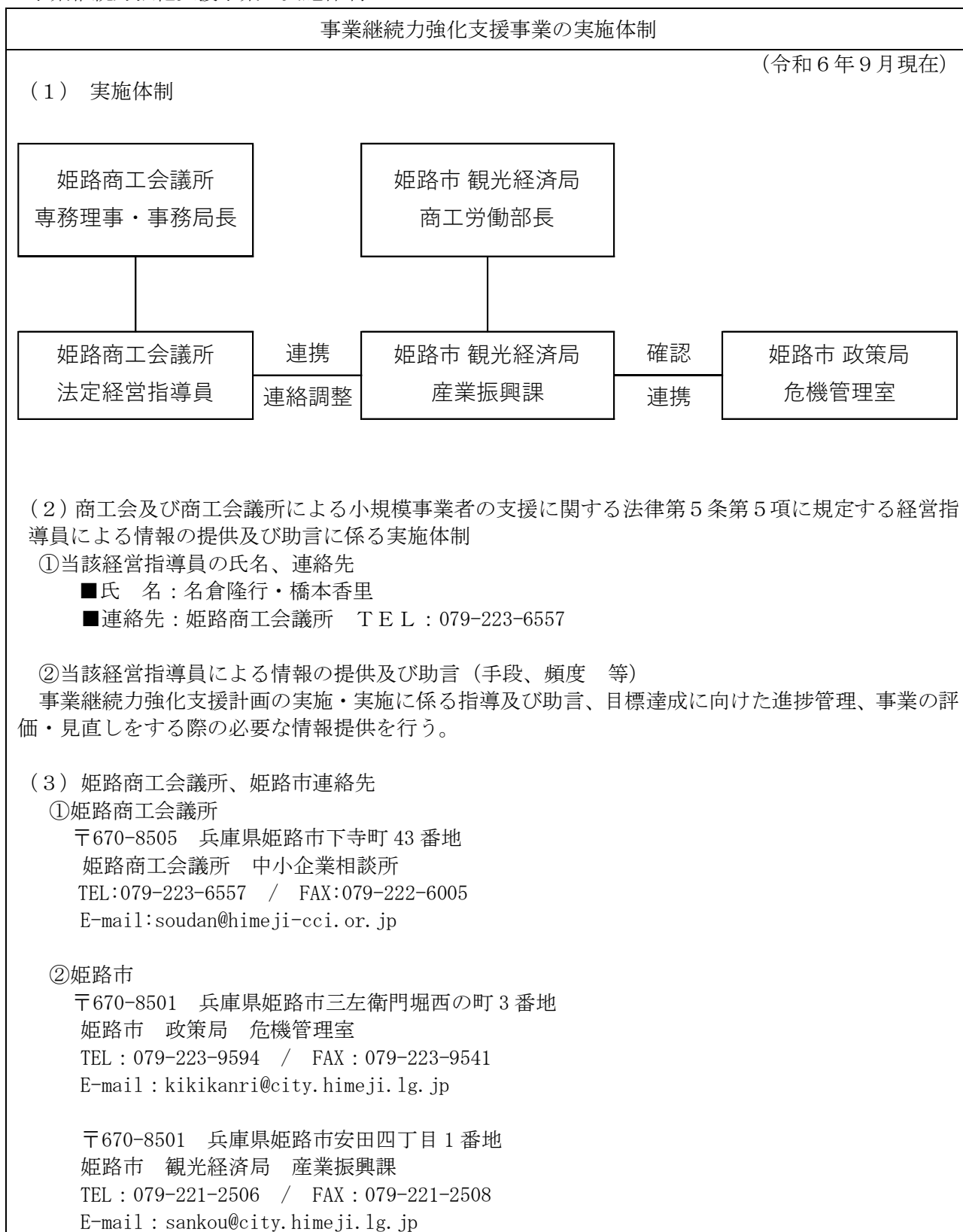
- ・国・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
① セミナー開催費	350	350	350	350	350
② 専門家派遣	50	50	50	50	50
③ 広報費(周知)	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、各種事業収入、兵庫県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。